

令和7年10月15日		
資 料 提 供		
担 当 課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年9月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	5(4)
職員等	1(0)
計	6(4)

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
その他	1
計	6

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある県立学校の運動部指導者が不適切な指導を行っているにもかかわらず、教育委員会の対応が不十分である。	すでに対応済であるため、不受理とした。
②	ある県立学校の職員が勤務時間中に校務と関係のない業務を行っている。	調査の結果、当該職員に改善すべき点があり、校長から指導を行った。
③	ある小学校の職員が、夏季休業中に私的な目的で学校施設を使用していたが、管理職はそれを注意しなかった。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、通報の事実は認められなかったとの報告を受けた。当該管理職に対しては、所管の教育委員会から誤解を招くような言動に気をつけるとともに、風通しの良い職場環境を構築するよう注意したという報告を受けた。
④	ある小学校の職員が児童への不適切な言動を繰り返している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、保護者と協議し、状況の改善に取り組んでいるとの報告を受けた。
⑤	ある県立学校の職員が学校の備品を私的に使用している。	調査中
⑥	ある県立学校が生徒に行った特別指導に不満がある。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 5 ① ② ③ ④ ⑤

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) 1 ③

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 2 ② ④

(3)調査を継続中としたもの 2 ⑤ ⑥

(4)不受理としたもの 1 ①

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R7.6月①	ある県立学校の運動部顧問が、暴言等不適切な指導を行っている。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、本人に対して厳しく指導を行った。